

議第90号

権利の放棄について

高山市土地開発公社に対する求償権について、次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

記

- 1 放棄する権利の内容 高山市が高山市土地開発公社の金融機関借入金を代位弁済した574,993,369円から、代物弁済として同公社から取得する土地の評価額437,309,559円を控除した137,683,810円の求償権
- 2 債 務 者 高山市花岡町2丁目18番地
高山市土地開発公社
理事長 上田 和史
- 3 権 利 放 棄 の 理 由 高山市土地開発公社の解散にあたり、同公社が債務を弁済する見込みがないため